

犯罪被害者等支援関係用語

よみ	用語	解説
い	医療安全支援センター	医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を実施している。都道府県や保健所を設置する市に設置されている。
	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」を基礎とし、法第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示したものの。
	医療費等の公費負担制度	犯罪被害者の医療費等における経済的負担の軽減を図ることを目的とした制度。
	飲酒運転根絶の日	平成26年に小樽市で、3人が死亡、1人が重傷という悲惨な飲酒運転によるひき逃げ事件が発生したことをきっかけに「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」において、道が「飲酒運転根絶の日（7月13日）」と定めている。
か	学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針	平成22年1月に東京都江戸川区において発生した児童虐待が疑われる子どもの死亡事件を受け、児童虐待防止について、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして取り組んでいくための指針。
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	刑事手続	犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定めることを刑事手続といい、「捜査」、「起訴」、「公判」の三つの段階に分かれる。ただし、犯人が成人と少年の場合で手続が異なる。
こ	高次脳機能障がい	脳損傷に起因する認知症全般を指す。この中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。
	国外犯罪被害弔慰金等支給制度	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給する制度。
	子ども相談支援センター	いじめや不登校などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどについて、子どもや保護者からの相談に応じる、道が設置している機関。
さ	里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。

よみ	用語	解説
し	児童虐待防止月間	国では、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するため、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めている。
	児童虐待防止対策体制総合強化プラン	暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化とこれまでの取組に加えて、さらに進めるための国の計画。平成30年12月策定。
	自賠償保険・共済紛争処理機構	自動車損害賠償保障法に基づく「指定紛争処理機関」として国土交通大臣及び金融庁長官の指定を受けて、裁判外紛争処理機関として設立された団体。
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）	民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした住宅。
	住宅確保要配慮者居住支援法人	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する団体。都道府県が指定。
	少年サポートセンター	補導活動、少年相談、虐待やいじめ等の被害に遭った少年の支援等の各種少年問題に対して関係機関やボランティア団体等と連携し、専門的に対応する組織。都道府県警察に設置している。
	女性に対する暴力をなくす運動	国では、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とし、毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定めている。
人権週間	国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年に毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定めている。	
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者等に対する指導・助言等を行う専門職。

よみ	用語	解説
す	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し、児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う専門職。
せ	性犯罪証拠採取キット	性犯罪被害にあった場合などに、医療機関で受けることのできる犯人の特定のため、または捜査の一環で性的暴行の申し立てに続いて身体的証拠を収集および保存するために医療従事者が使用するアイテムのパッケージ。
	性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH(さくらこ))	性暴力被害者の専門相談窓口。道及び札幌市が団体に委託して運営。
そ	損害賠償請求制度	刑事事件を担当した裁判所が有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度。
	損害賠償命令制度	刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度。
ち	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。市町村が設置している。
に	二次被害	犯罪等による被害を受けた後に、人々の心無い言動又は無理解、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害。
	日弁連交通事故相談センター	弁護士が無料で公正・中立の立場で、自動車による交通事故の民事上の法律問題に関して電話相談、面接相談、示談あっ旋・審査を実施する団体。
は	犯罪被害給付制度	殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、又は身体に障害を負わされた犯罪被害者に対し、社会の連帯扶助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的負担の緩和を図る制度。
	犯罪被害者週間	国では、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、毎年、11月25日から12月1日までの一週間を「犯罪被害者週間」と定めている。
	犯罪被害者等早期援助団体	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体。

よみ	用語	解説
ひ	被害者支援地域ネットワーク	犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした地域版の「被害者支援連絡協議会」。
	被害者支援要員制度	指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎなどをする制度。
	被害者支援連絡協議会	総合的な被害者支援を行うため、司法、行政、医療、報道機関等の被害者支援に関係する機関・団体等により組織された協議会。主に、警察、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、県や市町村の相談機関や民間被害者支援団体等で構成され、都道府県単位で設立されている。
	被害者連絡制度	殺人・性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等の重大な交通事故事件の被害者等に対し、事件の捜査を担当する警察官が捜査状況や被疑者の検挙状況等を被害者に連絡を行う制度。
ほ	法テラス（日本司法支援センター）	全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として国が設立。
	北海道医療機能情報システム	道が管理する道内の病院・診療所・歯科診療所、助産所、薬局が検索できる情報サイト。
	北海道SDGs推進ビジョン	道民がSDGsについて考え、自らの行動につなげていくため、道が平成30年12月に策定した指針。
	北海道交通事故相談所	交通事故に関する相談の総合窓口。専門の相談員が無料で相談に応じている。
	北海道女性相談援助センター	女性の抱える様々な問題の相談に応じ、援助を必要とする女性の自立をサポートする道立の施設。また、「配偶者暴力相談支援センター」として配偶者からの暴力に関する相談、情報提供等の援助を行う。
	北海道精神保健福祉センター	精神保健福祉法に基づいて設置している精神保健の向上から適切な精神医療の推進、精神障害者の社会参加の支援までを含めた精神保健福祉の総合技術センター。
	北海道総合計画	本道を取り巻く情勢の変化や課題などと考え、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定するもの。道では、昭和52年以降、10年毎の総合計画に基づき、様々な施策や事業展開をしている。

よみ	用語	解説
	北海道犯罪被害を考える日	道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指し、「北海道犯罪被害を考える日(11月25日)」を定めている。
	北海道被害者相談室	公益社団法人家庭生活総合カウンセリングセンターが運営する被害者相談室。カウンセリング、情報提供、付添支援等の事業を実施。
	北海道暴力追放センター	暴力団による暴力のない安全で平穏な社会環境を作る運動を推進することを目的に道や市町村、企業や団体等の協力により設立された団体。
み	民間シェルター	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者相談の対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を実施している。
	民事法律扶助制度	経済的に余裕がない人が法的トラブルにあった場合に、無料で法律相談を行う(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)制度。扶助事業の対象者は、国民のほか、我が国に住所を有し適法に在留する外国人。
よ	預保納付金制度	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づき、振り込め詐欺に使われた口座の預金について、被害者に返金する手続きを終えた後に被害者に返金されることのなかった残余金は預金保険機構に納付される。